



山形県公報

令和8年7月10日（金）
第719号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…685
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…686
- まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………（水産技術振興センター）…687
- ずわいがに日本海系群B海域に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………（同）…同
- まだら本州日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土整備企画課）…同
- 指定管理者の名称及び代表者の氏名の変更……………（港湾課）…同
- 県証紙売りさばき人の変更……………（会計局）…688
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………（同）…同

### 公 告

- 令和8年度職業訓練指導員試験の実施……………（雇用・産業人材育成課）…同
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………（農業経営・所得向上推進課）…689

## 告 示

### 山形県告示第534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日   |
|---------------------------------------|-----------------------------|-------------|-----|---------|
| 株式会社AKATSUKI BRIDGE<br>寒河江市字タカへ3番地の19 | あかつきビレッジ<br>東根市温泉町二丁目10番24号 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 令和8.7.1 |
| 株式会社シードワークス<br>寒河江市大字高松252            | HIKARI FARM+<br>寒河江市大字高松252 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 同       |

## 山形県告示第535号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 （1）届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

鶴岡市農業協同組合

代表理事組合長 保科 互

鶴岡市日吉町3番1号

（2）届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類  |                         |            | 変更年月日     |
|----------------------------|-------------------------|------------|-----------|
| 変 更 前                      | 変 更 後                   | 備 考        |           |
| 林 真太郎<br>もみ、玄米、小麦、大豆       | 同 左                     | 国内産農産物に限る。 | 令和8年6月26日 |
| 難波 俊幸<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左                     |            |           |
| 菅原 透<br>もみ、玄米、大豆           | 同 左                     |            |           |
| 吉住 吉美<br>もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | 同 左                     |            |           |
| 石井 隆<br>もみ、玄米、大豆           | 同 左                     |            |           |
| 須田 朗弘<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左                     |            |           |
| 玉田 陽集<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 玉田 陽集<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば |            |           |
| 佐藤 泰紀<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左                     |            |           |
| 小林 欣一<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左                     |            |           |
| 菅原 智之<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左                     |            |           |
| 鈴木 伸<br>もみ、玄米、大豆、そば        | 同 左                     |            |           |
| 富樫 涼<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左                     |            |           |
|                            | 齋藤 三男<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば |            |           |

2 （1）届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社丸公

代表取締役 柴崎 雅紀

村山市中央二丁目1番37号

（2）届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 柴崎 雅紀<br>玄米               | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和8年6月16日 |

|             |             |  |  |
|-------------|-------------|--|--|
| 大類 明訓<br>玄米 | 同 左         |  |  |
|             | 柴崎 有哉<br>玄米 |  |  |

山形県告示第536号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 1 項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、山形県水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第537号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 1 項の規定により、ずわいがに日本海系群 B 海域に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、山形県水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第538号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 1 項の規定により、まだら本州日本海北部系群に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、山形県水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第539号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市北目地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 8 年 7 月 6 日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量及び路線測量）

山形県告示第540号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年 3 月県規則第 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、山形県酒田海洋センター及び東ふ頭交流施設の指定管理者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 8 年 7 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定管理者の名称及び所在地  
グッドライフアイランド株式会社

酒田市飛島字勝浦乙132番地19号

## 2 届出の内容

| 指定管理者の名称及び代表者の氏名                                     |                                   | 変更年月日      |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------|
| 変 更 前                                                | 変 更 後                             |            |
| GOOD LIFE ISLAND 合同会社<br>代表社員 合同会社とびしま<br>職務執行者 本間 当 | グッドライフアイランド株式会社<br><br>代表取締役 本間 当 | 令和 8. 6. 5 |

## 山形県告示第541号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

令和8年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人  |       | 売りさばき所の所在地  | 承認年月日      |
|---------|-------|-------------|------------|
| 変 更 前   | 変 更 後 |             |            |
| 富 樫 昭 六 | 富 樫 健 | 南陽市三間通282番地 | 令和 8. 7. 2 |

## 山形県告示第542号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和8年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人                     |                | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|----------------------------|----------------|------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名                  | 所 在 地          |            |             |
| 株式会社ハウスリンク<br>代表取締役 井上 雄一郎 | 長井市高野町二丁目7番14号 | 同 左        | 令和 8. 7. 31 |

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日 時

令和8年9月11日（金）午前11時から

## (2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室

## 2 試験を実施する職種及び科目

## (1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）別表第 11 の免許職種の欄に掲げる職種

## (2) 科 目

指導方法

## 3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

イ 職業能力開発促進法第 44 条第 1 項の規定による技能検定に合格した者

ロ 職業能力開発促進法施行規則第 45 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する者

(2) (1) に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者

ロ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

## 4 受験手続

受験申請書を令和 8 年 8 月 3 日（月）から同月 14 日（金）までの間に産業労働部雇用・産業人材育成課（山形市松波二丁目 8 番 1 号）に提出すること（郵送による提出の場合は、同月 3 日（月）から同月 14 日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

## 5 全免除者の受験手続

実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、4 の提出期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことが可能である。

## 6 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号 023 (630) 2378）に問い合わせること。

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 1 項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和 8 年 7 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番              | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------------|----|------------|
| 東根市大字長瀬字大野 2608 番 1 | 畑  | 1, 215     |
| 東根市大字長瀬字大野 2609 番 1 | 畑  | 2, 039     |
| 東根市大字長瀬字仲川原 3245 番  | 畑  | 1, 105     |
| 東根市大字長瀬字北方 5772 番   | 田  | 2, 988     |
| 東根市大字長瀬字北方 5773 番 1 | 田  | 314        |
| 東根市大字長瀬字北方 5773 番 2 | 田  | 994        |
| 東根市大字長瀬字北方 5773 番 3 | 田  | 1, 660     |
| 東根市大字長瀬字北方 5774 番   | 田  | 2, 972     |
| 東根市大字長瀬字北方 5775 番 1 | 田  | 523        |

## 2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

## 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期  | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|---------|------|--------------|
| 令和8年12月 | 10年  | 490,480円     |

## 5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年7月24日までに意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

## (2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課